

現代中国女性史年表(1949－2004)

遠山日出也

(凡例)

・法律・条例・規定・規則については、採択・公布と施行とが別の月のものは、採択・公布の月書き、施行の月を付記した。採択と公布とは、同日の場合が多いが、別の月のものは、公布の月書き、採択の月を付記した。名称のうち、「中華人民共和国」の語は省略した。「辦法」は「規則」と訳した。

・「婦女」は、団体名と新聞・雑誌・叢書名の場合以外は、「女性」と訳した。また、「婦女研究(学・理論)」は、団体名の一部であっても、「女性研究(学・理論)」と訳した。ただし、慣例に基づいて、「婦女」のままにした箇所もある。「職工」は「職員・労働者」と訳し、「熱綫」は「電話相談」と訳した。「研討会」は「シンポ(ジウム)」と訳した。その他、適宜、原語を[]内に示した。

・団体名などに*が付いているものは独立したホームページを持っていることを示す。

・全人代・全国政協における人民代表(政協委員)による議案・提案については、複数の年に類似のものが提出されている場合、提案されたことが初めて新聞などで報道された年に書いた。

・各年の最後に、月が確定できない事項とその年に出版された著作などを書いた。小説と映画は、秋山洋子氏が挙げてくださった作品である。

・便宜的に、重要と考えられる事項の一部をゴシック体で示したが、これは、時期区分にやや重点を置いたものであり、視点によっては他の事項がより重要と捉えられることは言うまでもない。

1949 3-4 中国婦女第1回全国代表大会 4 **中華全国民主婦女連合会**[以下、全国婦連と略称]成立。蔡暢、主席に。7『新中国婦女』(56.1～『中国婦女』)創刊 8 新中国婦女職業学校(50.7～全国婦連婦女幹部学校[61.4～79.2 閉鎖] 84.9～全国婦連管理幹部学院 87.8～中国婦女管理幹部学院 95.8～中華女子学院*)創立 9 中国人民政治協商会議、「共同綱領」採択(「政治・經濟・文化教育・社会的生活」の各面での男女平等、「母親・嬰兒・兒童の健康を保護」)。全国政協委員のうち女性は6.6%。10 **中華人民共和國成立**。宋慶齡が中央人民政府副主席に(～54.9)。李德全が衛生部部长、史良が司法部部長に。11 北京市、すべての妓院を封鎖 12 国民政府台湾へ。・全国民主婦女連合会準備委員会、『中国解放区婦女運動文献』『中国解放区農村婦女翻身運動素描』など「婦連叢書」10冊を刊行(2月)。

1950 1 全国紡織工会代表會議「『身体検査』制度を廃止することに関する決議」採択 3 新中国初の女性運転手(田桂英ら)による「三八」号機関車運行開始 5 **婚姻法**(採択は4):婚姻の自由、一夫一婦制など 6 **土地改革法**。初の女性トラクター隊(梁軍ら)誕生。8 最高人民法院「婚姻事件の陪審に関する規則」:婚姻事件の裁判には当地の婦連の代表が陪審として参加 9 中共中央華東局「土地改革の準備期に女性工作を強化することに関する指示」:女性にとっての土地改革の意義など説く。全国婦連「婦女代表會議組織通則」採択。全国総工会「女工工作の強化に関する決定」「女工委員会組織条例」公布。10 中国、朝鮮戦争参戦(～53.7 休戦協定)。11 全国婦連、女性に抗米援朝保家衛国運動に応えるよう呼びかけ(～

	51. 7 休戦会議開始頃) 12 政務院「アメリカの補助を受けている文化教育救済機関と宗教団体の処理接收の方針に関する決定」:以後ミッション系の女学校が接收され共学化。・中央人民政府法制委員会編『婚姻問題参攷資料彙編』、映画「白毛女」、趙樹理『結婚登記』
1951	2 労働保険条例 (53. 1 改正):産休 56 日。定年は職員・労働者とも男性 60 歳、女性 50 歳 3-6 『中国婦女』で「家事の管理と学習と社会活動への参加をみなできるのか?」の討論 5 人事部「勤務人員や学生を採用する際の『妊婦は不採用』の規定廃止に関する通知」 9 政務院「婚姻法の執行状況の検査に関する指示」。全国労働保護工作会議「女工保護暫定条例(草案)」採択:妊娠・出産による解雇禁止、妊娠・授乳期の残業規制、授乳時間など。 10 第 1 回全国女性児童福利工作会議(第 2 回 55. 11-12 第 3 回 56. 12) 12 三反五反運動、全国的に展開(〜52. 8)。・『婦女工作通訊』創刊(57. 5〜『婦女工作』93. 1〜『中国婦運』)
1952	3 新中国初の女性飛行士誕生 7 「婚姻法執行状況中央検査組検査報告」(史良)公表。内務部・司法部「継続して婚姻法を貫徹することに関する指示」。8 政務院「労働就業問題に関する決定」(7 採択):女性の就労促進、但し家事を考慮し半日・数時間の勤務なども提起。 11 中共中央「婚姻法貫徹に関する指示」:主な工作は宣伝、婚姻制度は人民内部の問題、53 年 3 月を婚姻法貫徹運動月間とするなど。11-12 鄧穎超、党中央と毛沢東に女性労働・農民問題と女性工作に関して 5 件の報告と建議。毛沢東、「党が女性工作を軽視しているなら、一に[報告を]送り、二に[回答を]催促し、三に[回答がないなら]批判せよ」と言う。
1953	1 中央婚姻法貫徹運動委員会成立 2 政務院「婚姻法貫徹に関する指示」。中共中央「婚姻法貫徹運動月間の工作に関する補充指示」:運動を穏健化。最高人民法院「幼女強姦犯を厳罰に処すことに関する指示」:54. 9, 56. 1 にもこの点に関する意見や通知、小学校などでの事件の多さや処罰の軽さなど指摘 3-4 婚姻法貫徹運動月間(スターリンの死で開始遅れる) 4 中国婦女第 2 回全国代表大会 8 毛沢東「過渡期における党の総路線」 11 中央婚姻法貫徹運動委員会「婚姻法貫徹運動に関する総括報告」 12 中共中央「農業生産合作社の発展に関する決議」・この年から第一次五カ年計画。・衛生部「産児制限[節育]及び妊娠中絶を制限する暫定規則」(草案):中絶は医学的理由のみ、不妊手術は子供が 6 人以上など。
1954	1 玉門で初の女子測量隊結成 5 鄧穎超「産児制限を自分の意思とする幹部の困難の解決を援助することに関する建議」(鄧小平への手紙) 7 全国婦連「当面の農村の女性工作に関する指示」:互助合作運動への女性の動員、女性の特殊な困難への配慮等 9 第 1 期全国人民代表大会第 1 回会議:憲法を採択・公布(「政治・経済・文化・社会・家庭生活」の各面での男女平等、「婚姻・家庭、母親、児童は国家の保護を受ける」)。代表のうち女性は 12%。12 劉少奇「産児制限を提唱する」・武漢市婦連、労働者の家族[家属]対象に「五好」家庭创建工作開始
1955	1 胡風批判開始 3 中共中央、衛生部党グループの「産児制限問題に関する報告」に対する批示(コメント):産児制限に賛成 4-10 『新中国婦女』で討論「家庭婦人はいかによりよく社会主義建設に奉仕すべきか?」 5 全国婦連「産児制限問題に関する通知」 6 婚姻登

	記規則 7 毛沢東「農業合作化問題について」:急速な集団化を呼びかける。兵役法。8 丁玲批判始まる 9 李貞、200 人余の将官の 1 人に(少将。解放軍への階級制導入による)。 9, 12 毛沢東、「中国の女性は偉大な人力資源」と述べ、女性の生産労働参加と男女同一労働同一賃金を強調(『中国農村の社会主義の高まり』の按語)。12 国家機関工作人員退職[退休]処理暫定規則(56.1 施行):国家機関の女性勤務人員の定年を 55 歳に引き上げ。・『社会主義社会の愛情・婚姻・家庭を論ず』(ソ連の道德紹介)、羅瓊『女性問題の基本知識』
1956	1 全国婦連「農業合作化運動の中で女性工作を強化するための各級婦連への指示」:男女一斉に動員など 2 全国婦連、三八節に関する通知で、「五好」家庭の構築を全国的に呼びかける。新民主主義青年団中央委と全国婦連、服装のスタイルと色彩の改善について座談会:3 月には北京で服装展覧会。(ソ連)スターリン批判。3 衛生部「妊娠中絶及び不妊手術に関する通知」:53 年の制限を少し緩和。3-4 全国商工業者家族[家属]・女商工業者代表大会:商工業の社会主義的改造への協力を説く。4『人民日報』編集部「プロレタリア独裁の歴史的経験について」:スターリン批判を中国なりに受容。4-5『工人日報』で討論「張紀山の思想の誤りはどこにあるのか?」:妻に対する虐待批判。5『人民日報』社説「農村の女性と子どもの健康を保護しよう」16 日:女性の動員緩和。陸定一「百花齊放・百家争鳴」。工場安全衛生規則[規程]:託児所の衛生や女性衛生室の備品など。6 高級農業生産合作社模範定款:男女同一労働同一賃金、正副主任のうち 1 人は女性。7-9『中国婦女』で討論「私には向上心がないのか?」:職場の女性差別批判。8 衛生部「避妊工作に関する指示」:避妊を公に宣伝へ。9 中共 8 全大会:彭青・鄧穎超・蔡暢・楊之華、職場や幹部登用、黨員拡大などの女性差別を批判。商業部・商業工会「女性職員・労働者の労働条件をいっそう改善し、女性職員・労働者の保護工作を強める指示」:養成拔擢の平等も。・「女工保護条例」草案完成:51 年草案を各面で強化。・この年までに大多数の女子校が共学化。・『十四人の女先進生産者』『新しい型の家庭婦人』(「新中国婦女小叢書」)。映画「祝福」
1957	2 毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」 4 韓幽桐「当面の離婚問題に対する分析と意見」『人民日報』13 日:離婚における破綻主義を主張。中共中央「整風運動に関する指示」:党に対する批判を奨励。最高人民法院「1955 年以來の幼女強姦事件の検査総括」。5 衛生部「妊娠中絶及び不妊手術に関する通知」:中絶は妊娠 3 ヶ月以内、不妊手術は医師の許可で可など。5-6 中共中央女性工作委員会と全国婦連の党グループ、党外の女性工作責任者と座談会:女性政策や婦連への批判が噴出。6 反右派闘争開始:譚惕吾・李健生・丁玲・劉王立明・彭子岡・浦熙修・謝雪紅・林希翎^{れい}らに批判される。7 馬寅初「新人口論」。毛沢東、勤儉持家の問題を解決するには特に女性団体に依拠すべきと述べる(「1957 年夏季の情勢」)。8 鄧小平総書記、婦連の大会報告は勤儉持家に重点を置くよう指示。『中国婦女』や法律誌で、韓幽桐論文を「唯感情論」とする批判始まる。9 中国婦女第 3 回全国代表大会:「勤儉建国・勤儉持家」提唱、「中華人民共和國全国婦女連合会」に改称
1958	1 戸口登記条例:都市と農村の二元的体制確立 2 馬寅初批判始まる。職員・労働者退職処

	理暫定規則(57.11採択):女性職員の定年を55歳に引き上げ。4毛沢東、「六億の人口は決定的な要素である」と述べる(「ある合作社を紹介する」6『紅旗』創刊号に掲載) 5中共8全大会第2回会議:「社会主義建設の総路線」採択、大躍進へ 6中共中央、労働部党グループの「当面の工業企業の補充労働力の問題に対して中央に指示を請う報告」を転発(各機関にも転送):今後の労働力の補充は、農村からでなく、都市の女性に重点。8中共中央「農村に人民公社を設立することに関する決議」。馬文瑞「女性の労働力をいっそう解放しよう」『労働』15期。9-12『中国婦女』で「サービス業で仕事することは一段、格が落ちるのか?」の討論 10「女は天の半分」という見出し、初めて『人民日報』に登場(9日。年末の注参照)。『人民日報』社説「さらに多くの女性を秋の収穫と種まきに組織しよう」13日(男性が製鉄などに動員されたため)。曹宝珍「サービス業では女を男の代わりにして、工業生産を支援せよ」『中国婦女』14期。11中共中央、全国婦連党グループの「中共中央女性工作委員会を解消し、全国婦連党グループを拡大することに関する報告」を批転(=回答し、他機関にも転達):女性工作委を解消。12中共中央「人民公社の若干の問題に関する決議」:行き過ぎを少し見直す。中共中央、県クラス以下の婦連は現在解消してはならないと批示(全国婦連の意見に同意)。全国女性社会主義建設積極分子代表会議。・この年の後半、「公共食堂」や「女性商店」「穆桂英(花木蘭)隊」「女性炉」など出現。「鉄姑娘」の呼称も登場。・楊沫『青春の歌』(注)「婦女半边天 事事要争先 湖南六十万女将奮戰爐前」。なお、「支える(頂)」の語を含む見出しは60.3.6初出(「婦女快馬再加鞭 頂着躍進半边天 胡耀邦在首都“三八”廣播大會上的講話」)。
1959	3チベット蜂起。女性数千人がポタラ宮近くに集まり、チベット女性協会(Tibetan Women's Association*)も結成(84年インドで再建) 5『中国婦女』(10期)専論「女性運動の新しい段階を論ず」:大多数の女性の社会的労働参加、家事労働の社会化などを指す。6中共中央、企業の職員・労働者数の大幅削減を決定。中共中央、全国婦連と全国総工会党グループの「新しい女性職員・労働者を人員整理する問題に関する報告」を批転:人員整理の際、女性を一律には解雇すべきでないことなど。8中共8期8中全会:彭徳懷を批判、再び左傾路線へ。・この年から61年にかけて大量の餓死者。出生率も激減。
1960	1『中国婦女』社説「女性は何でもできるし、何でも立派にできる」 3「三八紅旗手(集団)」の表彰(第1回目) 4『紅旗』編集部「レーニン主義万歳」:中ソ論争表面化 6チベット婦女第1回代表大会開催、チベット自治区婦女連合会成立。7中共中央、労働部・全国総工会・全国婦連の党グループの「女性労働者の労働保護工作に関する報告」を批転:「四期(月経・妊娠・出産・授乳期)の保護」など。・映画「紅色娘子軍」、李准『李双双小伝』
1961	1中共8期9中全会:大躍進を停止し、経済調整政策へ 2毛沢東、女性民兵を「紅装を愛さず、武装を愛す」と讃える(「女民兵の写真に題す」) 5中共中央、企業や機関の大幅な人員削減決定:主な対象は農村出身者だが、女性の労働者や幹部の削減多。7中共中央、全国婦連党グループの「農村の女性労働を保護する政策をいっそう貫徹することに関

	する報告」・「農村の託児組織の問題に関する報告」(託児組織は小型のものを農繁期に、など)を批転。12 省・市・自治区婦連主席会議で鄧小平、「勤儉建国・勤儉持家というスローガンは 10 年変わらぬ」と述べ、また、日常工作・基層工作の重要性を強調。
1962	7『工人日報』に「女工と家族[家属]」欄(ほぼ毎週～65. 10. 80. 4～「女工園地」面[隔週。8 2. 4-83. 12, 86. 10-87. 6 中断] 93. 1～「職業女性」面[隔週])開設。9 中共 8 期 10 中全会: 毛沢東、「社会主義社会における階級闘争」強調 12 中共中央、労働部党グループの「都市の使われていない[閑散]労働力の配置・管理工作の強化に関する報告」を批転: 集団所有制の手工業や商業、サービス業等に女性を組織する: この後集団所有制で女性労働者増加。中共中央・国务院「真剣に計画出産を提唱することに関する指示」・茹志鵲『静かな産院』
1963	3-4 省・市・自治区婦連主席拡大会議:「農村基層婦女代表会議工作条例(試行草案)」採択 6『中国婦女』で「女性は何のために生きるのか?」の討論(～64. 2): 仕事と家事の関係など議論。全国婦連「当面の農村の女性工作の任務に関する決議」: 社会主義教育など。大寨に「鉄姑娘隊」誕生。10 労働部「都市の就労が必要な労働力の配置に関する意見」: 男でも女でもできる仕事はできるだけ女性を採用: この後、全人民所有制でも女性労働者再び増加 10-11 都市女性工作座談会:「都市街道基層婦女代表会議工作条例(試行草案)」採択
1964	4-9『中国婦女』で「配偶者を選択する基準は何か?」の討論 4-7『工人日報』で「仕事と家事の矛盾をいかに正しく処理するか?」の討論 6 毛沢東、「時代は変わった。男女とも同じになった。男の同志にできることは女の同志にもできる」と言う(「毛主席劉主席暢游十三陵水庫」『人民日報』65. 5. 27)。10 万木春「女性問題をどのように取り扱うか」(『紅旗』20 期)、『中国婦女』の 63～64 年の 2 つの討論を「階級」的観点から批判。第 1 回原爆実験。
1965	2 全国婦連、三八節に関する通知で、女性たちに大寨・大慶に学ぶよう強調 3 大慶の職員・労働者の家族[家属]が、農業や補助的労働に参加した経験を人民大会堂で報告 12 商業部所属各級国営商業企業及び付属単位の勤務時間暫定規則: 妊娠・授乳期の残業制限等
1966	3 蔡暢「毛沢東思想の偉大な赤旗を高く掲げ、女性の思想の革命化を促進しよう」: 大寨・大慶の女性が手本、政治の突出、毛思想の活学活用。5 毛沢東「五・七指示」: 大慶のように、工業でも農・副業に携わることなど指示。中央文化革命小組成立: 江青が第一副組長に。7-9『中国婦女』、董辺(同雑誌社社長・編集長を解任)を批判 8 中共 8 期 11 中全会「プロレタリア文化大革命についての決定」。毛沢東、『中国婦女』に題字を書き与える。
1967	3『中国婦女』停刊 5『人民日報』、江青「京劇革命を論ず」(64. 7)を一面トップで発表(10 日)。6 第 1 回水爆実験 10 林彪、「閹私批修」をカナメとして毛沢東思想学習班を作ることと呼びかける: この後、毛沢東思想家庭学習班も各地で作られる ・革命京劇「紅灯記」
1968	2 全国婦連、業務活動を停止 3 全国婦連プロレタリア革命派「勤労女性は毛主席が導く革命の道を断固として歩む——中国のフルシチョフの反革命修正主義の女性運動路線を徹底的に批判する」『人民日報』17 日(劉少奇批判) 4 張琴秋、迫害に遭い死す 9(香港)

	雇用条例:妊娠・出産期の保護など 12 知識青年の上山下郷に関する毛沢東の指示発表
1969	3 珍宝島(ダマンスキー島)で中ソが武力衝突 4 中共 9 全大会:江青と葉群が初めて女性で中央政治局委員に(1 中全会で:中央政治局[候補]委員の選出については、以下も増選以外は 1 中全会) 12 全国婦連五・七幹部学校、河北省に設立。
1970	3 『人民日報』、64.6 の毛沢東の言葉「時代は変わった……」を初めてスローガンとして大見出しで掲載(7 日。75 年頃まで引用多)。孔慶芬指揮の貨物船・戦闘 67 号出航:初の遠洋航路の女船長。10 広州電気供給局、「三八」活線作業班結成:初的女子活線作業班(〜79)。 この年頃から女性専門隊や「女は天の半分を支える」との言葉、大宣伝(73-75 年が頂点)
1971	9 林彪事件 10 中国、国連に加盟。(香港)婚姻制度改革条例:納妾禁止、一夫一婦制。
1972	2 ニクソン訪中 2,3 『紅旗』2 期と 3 期および『人民日報』(3.6)に農村における男女同一労働同一賃金を主張した論文と記事:73,74 年にも少しあり。9 日中国交正常化
1973	4 鄧小平、副首相(國務院副総理)として復活 6 中共中央 23 号文件、省クラスの党委員会に婦連の再建を指示:年末までに大半の省で婦女代表大会が開催され、指導機構を選出 8 中共 10 全大会:江青が政治局委員(継続)、呉桂賢が候補委員に。女性中央委員、10%に達す(この大会のみ)。國務院に計画出産指導小組設立。10 楊之華、6 年の監禁生活の末に死す。12 第 1 回計画出産工作会議:晩婚、晩産、一組の夫婦に子供は多くても二人まで。
1974	1 批林批孔運動、全国的に開始(〜75 年初め) ・(台湾)呂秀蓮『新女性主義』
1975	1 全人代第 4 期第 1 回会議:女性代表、初めて 20%を越える(22.6%。その後は 20〜22%で変動) 2 中国婦女第 4 回全国代表大会準備組(組長:楊坡蘭)成立(76.12 解散) 4 張志新(69.9 逮捕)処刑 6-7 国際女性年世界会議:中国代表団団長・李素文、「反覇権」を強調。
1976	1 周恩来死去 4 天安門事件(第一次)、鄧小平解任 8 中国婦女「四大」準備組理論組「億万の女性は闘争の中で声高らかに前進する」『人民日報』21 日(鄧小平批判) 9 毛沢東死去 10 「四人組」逮捕。華国鋒、党主席に。
1977	3 全国婦連指導小組(組長:康克清)成立 5 呂玉蘭、河北省委書記に(女性初の省委書記) 8 中共 11 全大会:文革終了宣言。陳慕華、政治局候補委員に。9 康克清「毛主席は我々を率いて女性の徹底的解放の道を歩ませる」『人民日報』22 日。この年も大寨・大慶強調
1978	6 全国婦連指導小組「毛主席の女性運動路線の改竄は許されない」『人民日報』1 日(「四人組」批判)。労働者の定年[退休]・退職[退職]に関する暫定規則(5 採択):労働者の定年、男性 60 歳、女性 50 歳のまま。7 『中国婦女』復刊 9 中国婦女第 4 回全国代表大会:「四つの近代化は女性を必要とし、女性は四つの近代化を必要とする」と唱える。会の名称を「中華全国婦女連合会*」に。康克清、主席に。11 北京に「民主の壁」出現。婚姻法改正小組成立。12 中共 11 期 3 中全会:改革開放路線へ。鄧穎超を政治局委員に増選。
1979	1 傅月華逮捕 2 丁雪松、オランダ大使に(初の女性大使)。中越戦争。3 魏京生逮捕。鄧

	小平「四つの基本原則」提唱。7 刑法(80.1 施行 97.3 全面改正) 8 上海市革命委員会の計画出産推進に関する若干の規定(80.3 施行): 1 人っ子政策を初めて条例化。『中国婦女』、64 年の万木春論文(陳伯達のものとする)を批判。10 女性職員・労働者労働保護条例起草小組成立。中共中央・国务院「『全国託幼工作會議紀要』を転発する通知」: 託児所・幼稚園の重視と具体策。11 中共中央弁公庁、全国婦連党グループの「女性幹部の養成拔擢の問題に関して中央に指示を請う報告」を転発: 養成拔擢の少なさと改善策を訴えた同報告に同意。12 中国女性運動歴史史料編纂委員会成立 ・茹志鵬『つなぎまちがえの物語』
1980	2 胡耀邦、党総書記に 7(香港)女性・青少年(工業)規則(=女子保護規定。97 年廃止) 8 全国婦連書記処、万里と彭冲に書簡: 「婦女回家」に反対。鄧小平「党と国家の指導制度の改革」(83.7 公表): 政治体制改革へ(年末挫折)。趙紫陽、首相に。9 新婚姻法(81.1 施行): 計画出産の義務、「感情の確かな破綻」が離婚の基準。国家労働総局労働力局「女性労働力の優位性を發揮させ、女性の就労を重視せよ」: 軽工業・手工業・商業・サービス業・個体経済を發展させる、男性優先なくす。中国、女性差別撤廃条約批准。11 婚姻登記規則(55.6 の規則廃止)。都市託児所工作条例(試行草案)。12 全国婦連「各級婦連来信来訪工作暫定条例」 ・湛容『人、中年に至る』、遇羅錦『ある冬の童話』、戴厚英『人よ、人!』
1981	1 林彪・「四人組」裁判で江青に死刑判決(執行猶予 2 年)。2 中共中央書記処、「全国婦連は三億以上の児童と少年を養育・養成・教育することを自らの工作の重点にすべきである」と指示。全国総工会・国家都市建設総局「工場・鉱山・企業の住宅分配工作を立派にやることに関する通知」: 分配の男女平等も言う。3 国务院に国家計画出産委員会(主任: 陳慕華 03.3~国家人口と計画出産委員会*)設立。6 胡耀邦、党主席に。10 中国婚姻家庭研究会成立 11 胡耀邦、家族は「社会の細胞」であり、法律だけでなく「社会の道德・気風の力」によって「どの家族も仲睦まじくさせなければならない」と批示。・張辛欣『同じ地平の上で』
1982	2 中共中央宣伝部と全国婦連、座談会を開催し、婚姻家庭領域に社会主義精神文明を建設する問題を論議。(台湾)李元貞ら、婦女新知雜誌社(87.10~婦女新知基金会*)創立 8 全国総工会「女工・趙春娥(献身的に労働した女性)に学ぶ」指示。9 中共 12 全大会: 党主席制廃止。総書記は胡耀邦に。鄧穎超が政治局委員、陳慕華が候補委員に(2 人とも継続)。11 『中国婦女』で討論「女兒を産むのは罪か」(~83.4)。12 新憲法: 女性の權益保護などの文言追加。 ・この年頃、「五好家庭」などの表彰報道多。・張潔『方舟』、李昂『夫殺し』
1983	2 中共中央、公安部と全国婦連の党グループの「女性・児童を誘拐・売却する犯罪活動に断固打撃を与えることに関する報告」を転発。3 中共中央弁公庁、全国婦連党グループの「県以上の婦連組織に逐次法律顧問機構を設置することに関する報告」を転発。4 中共中央書記処、「今後の婦連の方針と任務は、女性・児童の合法的權益を堅く擁護し、児童を育成・保護して健康に成長させる工作をいっそう立派にやり、二つの文明[=物質文明と精神文明]の建設における女性の重要な役割を充分に發揮させることである」と指示(「三句話方針」cf.

	「一句話方針」＝四三決定の「生産を中心にする」)。全国婦連第4期第7回常務委員会拡大会議「中央の指示の精神を真剣に貫徹し、女性・児童の合法的權益を堅く擁護する」決議。顧秀蓮、江蘇省省長に(初の女性省長)。7 全国婦連に法律顧問所設立 9 中国婦女第5回全国代表大会:女性の權益擁護と共に、「自尊・自愛・自重・自強」の精神や女性の「資質[素質]向上」提唱 12 北京市婦連、北京市朝陽家事サービス会社[北京市朝陽家務服務公司 84.5～北京市三八家務服務總公司 00～北京市三八服務中心*]設立。・この年初め以後の政府機構改革による人員削減の際、女性幹部の比率低下。・83年冬～84年春、各地で女性児童合法權益擁護宣伝月間。この年以降、各地で女性児童合法權益保護の地方性法規制定
1984	3 中共中央、郷鎮企業の建設を呼びかける。(香港)新婦女協進会*成立。4 大連市の婦連と教育局、大連女子職業高中創設(改革開放後初の女子中学)。5 中共中央弁公庁「30歳以上の未婚の青年の婚姻問題に関心を寄せることに関する通知」:この後、婦連など、「大齡青年」の結婚仲介。全国政協で周光宇ら、男女平等の専門法規制定や女性知識人の定年差別是正を訴える。7 西安培華女子大学創立(建国後初の女子大。私立)。(台湾)優生保健法(85.1施行)。(台湾)労働基準法:妊娠・出産期の保護など。8 全国婦連、第1回全国女性理論シンポジウム開催(第2回以降は86.10, 91.9, 96.11, 99.12)。10『中国婦女報』*創刊。中共12期3中全会「經濟体制改革に関する決定」。12 全国婦連第5期第2回執行委員会:郝建秀(中共中央書記処候補書記)「婦連の工作は經濟建設を中心にしなければならない」
1985	2 湖南省女子職業大学*創立(初の公立全日制女子大) 3 初の女性・児童・婚姻家庭問題専門の弁護士事務所・北京市第八弁護士事務所設立。4 全国政協で何理良、女性児童社会発展部の創設を建議。相続法(10施行)。全国婦連の「五好」家庭活動經驗交流会、「文明・健康・科学的生活方式」に重点移行を唱える。李小江ら、河南省未来研究会女性学会設立 5(香港)DV問題に取り組む団体「和諧之家*」設立 6 中国女企業家協会設立 9(台湾)台湾大学人口センターに女性研究室*設立(99.7「人口センター」を「人口とジェンダー[性別]研究センター」に、「女性研究室」を「女性とジェンダー研究組」に改称)。10『婚姻と家庭』創刊 11『中国法制報』で討論「離婚問題における法律と道德」(～86.1):離婚の自由を強調。・年初から、女子学生の就職差別、技術系学校の生徒募集の男女差別など、『中国婦女報』で大きく取り上げられる。また、この年ごろから独身者・独身女性の権利を取り上げた記事が新聞・雑誌に少し現れ始める。・張賢亮『男の半分は女』
1986	1『中国婦女報』、鄧偉志「女性学の黄金時代を迎える」掲載、「理論探求」欄開設(～4)。3 婚姻登記規則(80.11の規則廃止)。4 民法通則(87.1施行)。義務教育法(7施行)。5 第1回全国看護工作会議。女性職員・労働者保健工作暫定規定(試行草案):五期(四期+更年期)の保護。6 陝西省女性理論婚姻家庭研究会*結成 7 国営企業の新規採用に労働契約制導入 9『中国婦女報』で「精神文明か封建愚昧か?」の討論(～87.3):「五好家庭」や「好媳婦」表彰のあり方に疑問を呈す。12 鄧小平「ブルジョア自由化反対」・羅瓊『女性解放問

	題の基本知識』(55年の改訂版)、丁玲『風雪人間・魍魎世界』(遺作)、残雪『蒼老たる雲』
1987	1 胡耀邦が総書記を辞任し、趙紫陽が総書記代行に 5 李小江、鄭州大学女性学研究センター設立 7(台湾)戒厳令解除 8(台湾)台湾婦女救援協會(88.9～台北市婦女救援基金会*)結成 9 全国固定工制度活性化試験工作会議:この後「労働力配置の合理化[優化労働組合]」進み、女性の「余剰人員」扱い進行。10-11 中共 13 全大会:社会主義初級段階論、政治体制改革案(党政分離)。中央政治局に女性が皆無に。11 全国婦連、婦連体制改革について討論を呼びかける:この後婦連のあり方に多様な意見。・県・郷レベルで、競争選挙で女性落選相次ぐ。・11月頃～翌年7月頃、一部の省・市等で、各界の女性の代表と指導部との「協商・対話」。・映画「芙蓉鎮」「紅いコーリャン」「舞台女優(人・鬼・情)」「女人故事」
1988	1『中国婦女』で「婦女回家」論争(「1988 - 女人的出路?」～89.1)。(台湾)雛妓(未成年娼婦)救援大デモ。2-5『中国婦女報』で「女性の参政」に関して討論。2 文盲一掃工作条例(93.8修正)。馮覺新ら、初の家政学専門校・武漢現代家政専修学校(のち～家政学院)設立。3-4 全国政協や全人代で女性委員(代表)ら、各級の人代常務委員会への女性工作委員会設置、婦女法制定、出産[生養]基金設立、女性問題研究機構設立、女性幹部定年差別是正を提案。李鵬、首相に。4 中共中央組織部・全国婦連「改革開放の中で女性幹部の養成選抜工作を強化することに関する意見」。『工人日報』で討論「商品經濟が発展する中で、女性職員・労働者の出産の価値をいかに正しく認識するか?」(～11)。7 女性職員・労働者労働保護規定(6採択 9施行):産休90日など。南通市、全国初の「女性職員・労働者出産基金統一計画暫定規則」(9施行) 8 中共中央書記処、全国婦連の「婦連体制改革に関する構想」を原則批准。国家教育委員会など「中学で青春期教育を展開することに関する通知」。9 中国婦女第6回全国代表大会:「自尊・自信・自立・自強」提唱。この大会以後、執行委員を一応競争選挙で選出。陳慕華、主席に。10 王行娟ら、中国管理科学研究院女性研究所(95年～北京紅楓女性心理 カウンセリング 諮詢 サービスセンター*)設立。株州市で「企業女性職員・労働者弾力的勤務制度試行規則」施行。12 中国婦女發展基金会*設立。・全国婦連編『蔡暢・鄧穎超・康克清婦女解放問題文選』、李小江『イブの探索』(「婦女研究叢書」の一冊)
1989	3 全国婦連など、農村女性の中で「双学双比(学文化・学技術・比成績・比貢献)」活動を開始。全国政協で全国婦連書記処書記・関涛、女性労働就業法規制定など提案。4 胡耀邦死去。学生ら民主化運動。全人代内務司法委員会に女性児童専門小組設立。中国優生優育協会*設立。5 労働者やマスコミにも民主化運動広がり、デモには『中国婦女報』の旗も。柴玲、天安門広場ハンスト団総指揮(のち天安門広場保衛総司令部総指揮)に。北京に戒厳令。「婦女法」起草小組成立。6 天安門事件(第二次)。全国婦連「『解放軍を熱愛・支持・学習する活動』を展開することに関する通知」。趙紫陽総書記解任、江沢民、総書記に。8 河南省信陽県人民法院、離婚訴訟中の夫婦間強姦に有罪判決(10二審も有罪):『中国婦女』91.1,7『法律与生活』91.12-92.7で論議。11 最高人民法院*「人民法院が離婚事件を審理する際、夫婦の感情が確かに破綻していることをいかに認定するかに関する若干の具体

	的意見」:破綻主義を一步強化。12 中共中央「工会・共青团・婦連の工作に対する党の指導を改善・強化することに関する通知」・中国児童少年基金会*、女兒就学助学金(92.8~春蓄計画)設立。・全国婦連編『中国女性運動史』、孟悦・戴錦華『歴史の地表に浮かび出る』
1990	1 女性職員・労働者禁忌労働範囲規定。普通高等学校学生管理規定(89.8採択):結婚禁止も明記。2 国務院に女性児童工作協調委員会(93.8「協調」を削除)*設立。全国婦連、潘星蘭・楊大蘭(強盗と戦い、国家の財産を守って死傷した信用組合社員)に学ぶ活動決定。人事部*「高級専門家の退(離)職関係の問題に関する通知」(5号文件):女性の高級専門家の定年を男性と同じ60歳に。(台湾)女性同性愛団体「私たちの間[我們之間*]」結成。3 江沢民「全党・全社会はマルクス主義の女性観を打ち立てなければならない」。全国婦連・中国農業銀行『全国三八緑色工程』活動を展開することに関する通知:女性による植林など。李小江ら、国際シンポ「中国女性の社会参与と発展」開催。8 全国婦連など、「美好家庭」表彰(~96年)。9 中共中央組織部・全国婦連「『女性幹部養成選抜工作座談会紀要』の印刷配布に関する通知»:95年までに全ての県と半数の郷(鎮)の党・政府の指導グループに1人は女性を入れるなど(完全達成14省・市、基本達成6省)。10 北京大学中外女性問題研究センター*設立。・「三優(優生・優育・優教)工程」開始。・王安憶『叔父さんの物語』
1991	1 全国婦連、女性研究所を設立。2 全国総工会に女性職員・労働者委員会設立。3 全国婦連など、都市の女性の間で「巾幗^{きんかく}建功」活動を開始。全国政協で百人近い女性委員、婦女権利保障法の早期制定と、同法に指導幹部の女性比率の規定や定年の男女平等規定の導入、監督機構の設置など提案。4 児童工使用禁止規定(1採択)。5 中国管理科学院女性研究所、単身者のための「週末クラブ」創設。8(台湾)高雄市晚晴婦女協会*結成:離婚女性などの権利擁護。9 未成年者保護法(92.1施行)。全人代常務委員会「売春・買春厳禁に関する決定」「女性・児童を誘拐・拉致する犯罪分子を厳罰に処すことに関する決定」。10, 12 全人代常務委員会で婦女權益保障法の草案審議:女性委員ら、女性職員・労働者の定年差別是正と人民代表大会の女性代表比率を25%以上にする規定の導入求める(導入されず)。12 皮小明「『家庭内暴力』白書」『中国婦女』12期:中国のDVを論じた先駆的論文。(ソ連)ソ連邦解体。・李小江・譚深主編『中国における女性研究』など「知識婦女叢書」
1992	3『婦女研究論叢』創刊。『光明日報』に「知識界婦女」面(月1回。93.1~「知識女性」[隔週]95.1~「婦女世界」[〃]96.1廃止)開設。3-9『中国婦女報』で「広告の中の女性像」について議論 4 婦女權益保障法(10施行) 6-7 婦女權益保障法宣伝月間 7 全人民所有制工業企業経営メカニズム轉換条例:この後下崗や繰り上げ定年退職が広がる。8 北京市婦連と北京市女性理論研究会、『女性研究』創刊(初の「普及型女性理論刊行物」。しかし、しだいに研究色を薄め、誌名も97.11~『女性月刊』01.7~『職業女性』と『媽咪寶貝』に)。(台湾)元「慰安婦」が半公開記者会見、日本政府に謝罪と補償要求。9 中国管理科学研究院女性研究所、女性電話相談(のち北京紅楓女性電話相談)開設。中共中央組織部・人事部「県(処)級の女性幹部の退(離)職年齢の問題に関する通知»:県(処)クラスの女性幹部の定年を男性と同じ

	60 歳に。10 中共 14 全大会: 社会主義市場経済 を基本方針に。・映画「秋菊の物語」
1993	1『農家女百事通』(01.9～『農家女』*)創刊 2-7『法制日報』で夫婦間強姦に関して議論 5 李小江、鄭州大学に国際連誼女子学院設立(95.2 新任校長により解散)。7 全国婦連、美人コンテストには「賛成せず、組織せず、提唱せず、参与しない」と表明。唐燦「中国におけるセクシュアルハラスメント」『中国婦女』7 期:中国のセクハラを論じた最初期の論文。8 国家公務員暫定条例(4 採択 10 施行):定年は男性 60 歳、女性 55 歳のまま。また、それぞれ 5 歳の繰り上げ定年退職容認。9 中国婦女第 7 回全国代表大会。(台湾)台湾女性学学会*設立。11 女性職員・労働者保健工作規定。最高人民法院、離婚の際の財産分割と子どもの扶養の問題に関して司法解釈出す。深圳の致麗玩具工場で大火、打工妹ら 87 人死亡:この後、香港で労働団体など、「香港玩具連盟」結成し、先進国の玩具業界の責任も追及。12 全人代常務委員会に優生保健法案上程。・年末、唐山市玉田県で刺繍工場の工場長・陳玉雲、DV 被害者や離婚後住む家のない女性のためのシェルター設立(大陸初)。・杜芳琴ほか編『中国女性と発展:地位・健康・就業』、李小江『女に向かって』
1994	2 婚姻登記管理条例(86.3 の規則廃止):違法婚姻(早婚、不登記同居等)の抑止強化 5(台湾)女人連線反セクハラ大デモ 6(香港)新界土地(免除)条令草案に対する陸恭蕙議員の修正案可決:原住民を含めて新界の女性にも相続権の平等を保障。7 労働法(95.1 施行) 8 中共中央「愛国主義教育実施要綱」 10 母子保健法(95.6 施行):優生保健法の名称変更。京倫家庭科学センターなど「北京家庭内暴力電話相談」開設(1 年余で中止)。11 中国女検察官協会設立。12 企業職員・労働者出産保険試行規則(95.1 試行) ・李小江・朱虹・董秀玉主編『ジェンダーと中国』(「ジェンダーと中国」シリーズ第 1 集)、林白『1 人の戦争』
1995	1 全国婦連「好軍嫂・韓素雲に学ぶことに関する通知」 2 中国人口福利基金会*など、「幸福工程」(貧困な母親援助)開始 3 中共中央組織部・全国婦連「『全国女性幹部養成選抜・女性党員拡大工作座談会紀要』を印刷配布することに関する通知»:今世紀末までに省・市(地)・県・郷(鎮)の各級の党・政府の指導グループに女性を 1 人は入れる。全国政協で王賢才ら、90.2 の 5 号文件の執行状況の点検を提案。7 中国女性発展要綱(1995-2000 年)。(香港)性差別条例。8 中国人元「慰安婦」、日本政府に損害賠償を求め提訴(一次)(01.5 東京地裁で棄却判決)。全国婦連、19 市に女性再就職情報指導センター設立を発表。8-9 北京で第 4 回国連世界女性会議:「北京宣言」「行動綱領」採択 9 江沢民、「男女平等は、わが国の社会の発展を促進するための基本的国策である」と表明。私営企業主・張先芬、武漢に離婚女性やDV 被害者のシェルター「新太陽女子婚姻駅」設立(1 年余で閉鎖)。10 全人代常務委員会、婚姻法改正を決定。11 全国婦連、五項目(扶貧・掃盲・創業・成才・文明)の「巾幗行動」を提起。12 北京大学法学院女性法律研究・サービスセンター*設立。・この年から翌年にかけて国家公務員の募集・採用でも男女差別が問題に。・北京大学中外女性問題研究センター、『中国女性人口問題と発展』など「女性研究叢書」8 冊刊行
1996	1-2『中国婦女報』、「家庭内暴力に対して宣戦」報道。1 長沙市「家庭内暴力の予防と制止

	に関する若干の規定」(初の地方性法規)。2 最高人民法院「離婚事件を審理する際の公有住宅の使用・借り受けの若干の問題に関する回答」。深圳で自称医学博士・胡錦松による美容整形被害報ぜらる(類似事件多):4-5月『中国婦女報』で論議に。中国人元「慰安婦」損害賠償請求訴訟(二次)(02.3 東京地裁で棄却判決、事実認定はする)。3 首都女新聞工作者協會(86.3 結成)に「女性メディアモニターネットワーク[婦女傳媒監測網絡*]」設立。廖曉義ら、北京地球村環境文化センター*設立。4『農家女百事通』社など、NGO「打工妹の家」設立。北京外国語学院教師・苗野、単親家庭サービスセンター設立。5 全国婦連・労働部「『巾幗創業』活動を展開し、下崗した女性職員・労働者の再就職工作进行を促進することに関する通知」:職業紹介、転職訓練、生産自救型企業の創設など。6 全国婦連第7期第6回常務委員会で副主席・黄啓瓏、「北京宣言」に基づいてジェンダー観点を政策決定の主流に入れることを主張。8 老年者權益保障法(10 施行) 9 全国婦連・国家教育委員会「全国家庭教育工作『九五』計画」:初の家庭教育五ヵ年計画。(台湾)民法親屬編一部改正(85,98,99,02 年にも改正)。(香港)セックスワーカー組織「紫藤*」結成。10 中共 14 期 6 中全会「社会主義精神文明の建設強化の若干の重要な問題に関する決議」 11 中共中央宣伝部・全国婦連など、「五好文明家庭」創建活動協調小組設立。・陳染『私人生活』
1997	1(台湾)性侵害犯罪防止[防治]法 2 鄧小平死去 3 全人代と全国政協で、女性代表(委員)ら、中央政治局や国務院指導者に女性を入れ、全人代・全国政協の女性代表(委員)の比率を高める提案など(cf. 翌年それぞれ 0.8%, 2%上昇)。国務院、北京大学に女性学初の大学院課程設置認可。中国女裁判官協會(94.5 結成)、「中国女性の権利の司法的保障」シンポ開催。7 香港、中国に返還。全国婦連「文明を重んじ、新風を樹立する活動の展開に関する通知」:女性が集中している「窓口職業」での「巾幗文明示範崗」創建、社区での「家庭ボランティア」など。8『人民日報』に「巾幗園」面開設(月 1 回。99.1「社会経緯」面に統合され消滅) 9 中共 15 全大会:国有企業改革や緩やかな政治体制改革。呉儀、政治局候補委員に。(台湾)陳水扁、台北市の公娼制度の廃止決定(01.3 正式廃止)。10 全国婦連、「女性・家園・環境」宣伝教育活動の全国的展開開始:家事などの面から環境保護。11 全国婦連「民主的参与・民主的監督の強化に関する試行意見」。打工妹・唐勝利、「三陪」を拒否して飛び降り(類似事件多):メディアなどで「烈女」のごとく賞賛されたため、貞節観も論議に。・この年から 99 年初めまでに婚姻家庭法専門家試擬稿起草小組、8 稿の試擬稿作成
1998	3 全人代に遼寧省代表 30 名、家庭内暴力防止法の制定など求める議案。全国政協に全国婦連副主席・劉海榮ら「女性の段階的就労という方法によって就労圧力の問題を解決してはならないことに関する提案」(8 月労働と社会保障部も同意)。全人代、国務院機構改革案採択:翌年以降、省レベルでも定員削減進み、5 歳の男女差別をつけた上での公務員の繰上げ定年退職広がる。朱鎔基、首相に。5 北京紅楓女性心理 諮詢 サービスセンター、単親家庭のための「方舟家庭センター」創設。同年、北京市の崇文区婦連*も「単親母親サポートグループ」創設 6(台湾)家庭内暴力防止法(99.6 全面施行) 8 土地管理法改正(99.1 施

	行):この後第二回目の土地請負に伴い、女性の土地権侵害顕在化。9 中国婦女第 8 回全国代表大会:「巾幗創新業」提唱、彭珮雲、主席に。10『農家女百事通』誌、農家女実用技能養成学校創設(99.4 開校)。山西省性暴力被害者損害賠償等請求訴訟(03.4 東京地裁で棄却判決。但し立法的・行政的解決求める)。11 村民委員会組織法:村委会を直接選挙にしたが、翌年の選挙で、村委会の女性の減少が問題に。・年末から翌年年始頃以降、婦連の活動に「一方で発展を重視し、もう一方で権利擁護を重視する」とのスローガン登場。
1999	1『中国婦女報』に「女性權益」面開設(木曜 ~03.12)。『好主婦』創刊。3 全国婦連、本年から 4 つの「工程」(女性素質~・科技致富~・社区服務~・家庭文明~)を実施すると発表。全人代で陳癸尊ら、反セクハラ法の制定求める議案。4(台湾)セックスワーカーらの組織「台北市日日春關懷互助協會*」結成。6 婚姻家庭法の法学専門家建議稿:「配偶権」は退けるが、夫婦の忠実義務明記。『中国婦女報』・『農家女百事通』誌、第 1 回全国打工妹權益問題シンポ開催(第 2 回 01.5 第 3 回 04.10)。7 台湾人元「慰安婦」損害賠償等請求訴訟*(02.10 東京地裁、04.2 東京高裁で棄却判決)。11 全国婦連など「『巾幗社区服務工程』を実施し、社区の建設と下崗した女性労働者の再就職工作进行を推進することに関する意見」。胡錦濤(中央政治局常務委員)、都市では「婦連は工作の重点を社区に置くべきである」と指示。12 全国婦連、第 5 回全国女性理論シンポ(中国女性 50 年理論シンポ)開催し、中国女性研究会結成。彭珮雲、「中国の特色を持つ社会主義女性解放理論の創建」主張。全国婦連とユニセフ、全国女兒問題シンポ開催。・李銀河・馬憶南主編『婚姻法改正[修改]論争』
2000	1 全国婦連「女性理論研究をいっそう強化することに関する意見」。2 遼寧省「家庭内暴力行為の予防と制止に関する規定」(省レベル初。この後他省でも続々と制定)。3 遼寧省婦連*、DV被害者のためのシェルター設立(省レベルの婦連初)。全人代で浙江省代表団の 32 名、「女性職員・労働者労働保護規定を改正することに関する提案」(同規定の改正強化に関しては、02 年以後全国総工会も全人代に議案を出し、03 年には全国婦連も)。全国婦連・国家体育总局「億万女性健身活動」開始。5 広東省法院・検察院など「婚姻関係の中の違法犯罪行為及び財産等の問題の処理に関する意見」:重婚・包二奶から妻の權益保護。(台湾)呂秀蓮、副総統就任 6「女性に対する家庭内暴力に反対する対策研究と関与」プロジェクト開始、同時に家庭内暴力反対ネットワーク*結成。7 全国婦連、婚姻法改正に 5 項目の建議。8 第 1 回「中国におけるジェンダーと発展*」シンポ開催(以後毎年開催)、ジェンダーと発展(GAD)ネットワーク結成へ。9 全国婦連など、第 1 回全国家庭文化芸術節開催(3 年毎) 10 中共中央の第十次五カ年計画に関する建議、「段階的就労制度」打ち出す。10, 12 全人代常務委員会で婚姻法の草案審議。11 全国婦連第 8 期第 3 回執行委員会で胡錦濤、婦連が社区のサービス業に女性を組織するよう講話。12(日本)女性国際戦犯法廷
2001	1 全人代常務委員会、婚姻法(修正草案)公布、全国から意見を求める。1-2「段階的就労」に関して『中国婦女報』で討論。2 全国婦連、中共中央に「段階的就労」について報告と建議。中国婦女發展基金会・全国婦連など「大地の愛・母親水瓶[水窖]」プロジェクト開

	始。3 全人代で女性たちの反対により、第十次五カ年計画案から「段階的就労制度」を削除(「フレキシブル[靈活]で多様な就労」はうたう)。全国政協で、劉海栄、国家予算にジェンダー予算を組み込む提案、また劉海栄・華福周「出産保険制度の構築並びに第十次五カ年計画への組み込みに関する建議案」 4 婚姻法改正：家庭内暴力禁止、離婚の際の子どもとの面会権、個人財産制若干強化など。修正草案に、配偶者のいる他人との同棲禁止、軍人にも重大な誤りがあれば同意なしに離婚できるなどの文言を付加。中央組織部「女性幹部の養成選抜・女性党員の拡大をいっそう立派にやることに関する意見」:05 年までに省・市の党委・人大・政府・政協の指導グループに 1 人以上の女性を入れる。 5 中国女性発展要綱(2001-2010 年) 6 西安市で国有企業の女性職員、初のセクハラ裁判起こす(12「証拠不十分」で一審敗訴)。全国婦連など、元「慰安婦」の対日賠償請求訴訟を支持し、第一次訴訟一審判決に抗議する声明。 7 全国省区市婦連主席工作会議:婦連の建設やあり方がテーマ。北京師範大学で「ジェンダーと教材文化研究」学術シンポ。海南島の元「慰安婦」提訴(中国人元「慰安婦」第三次訴訟)。 9 第 2 期中国女性社会地位サンプル調査の結果発表:男女の収入の格差拡大など。國務院女性児童工作委員会「『中国女性発展要綱(1995-2000 年)』終期監督評価報告」。農家女文化発展センター設立。 10 中共中央「公民道德建設実施要綱」 11 『中国婦女報』で討論「性暴力に関心を持とう」(~02.7。最後にシンポも開催)。 12 中国、WTO 加盟。人口と計画出産法(02.9 施行)。最高人民法院「婚姻法適用の若干の問題に関する解釈(1)」「(2 は 03.12)。(台湾)両性労働[工作]平等法(02.3 施行)・大学入試の年齢制限と未婚者への限定廃止:この後、在学生の結婚の是非が議論に
2002	3 全国政協や全人代で女性委員(代表)ら、次期女性代表(委員)の比率を 25%以上(全人代)、20%以上(全国政協)にする議案(cf. 翌年全人代ではむしろ低下し 20.2%。全国政協では上昇するが 16.7%)や全人代内務司法委員会に女性児童専門組を設置する議案(89.4 の小組はその後消滅)。 4 北京大学女性スポーツ研究センター設立。「打工妹の家」、打工妹権利擁護小組設立。北京初の家政服務員養成学校・富平職業技能養成学校*創立。 6 陝西師範大学に女性文化博物館*開館。 7 全国省区市婦連主席工作会議:女性の権利擁護がテーマ。全国婦連にエイズ防止・制圧工作協調組設立:年末以降、「戦略計画」「行動計画」も策定。農村土地請負法(03.3 施行):全国婦連の建議により草案を修正し、嫁に出た女性や離婚した女性の土地権を保護する規定導入。 8,9 全国婦連、「中国の特色を持つ社会主義女性基本理論座談会」を黄山・長春で開催。 9 吉林省人口と計画出産条例(11 施行):結婚しない女性は、生殖技術を用いて子どもを産んでよい。児童工使用禁止規定(12 施行 91.4 の規定廃止)。 11 中共 16 全大会:「三つの代表」論など。胡錦濤、総書記に。呉儀、政治局委員に。 12 全国婦連「『婦女權益保障法』実施状況サンプル調査報告」:同法の改正強化も建議。 ・この年の村民委員会選挙で人員削減強調され、女性減少。 ・「家庭内暴力反対理論と実践叢書」刊行開始、李慧英編『ジェンダーと公共政策』、映画「上海家族」
2003	1 女性メディアモニターネットワーク、『中国婦女報』に^{メディアウォッチ}「伝媒守望」欄連載開始(週 5 回)

	2 全国婦連など、全国女性創業と再就職工作会議開催。重慶市の病院に初の「青少年事故[意外]妊娠緊急避妊援助センター」：無償で手術など(その後他市にも出来る)。 3 国家人口と計画生育委員会「『女兒愛護[関愛女孩]行動』の試験工作の展開に関する通知」：出生率の性別格差拡大に対処。全人代で女性代表ら、婦女權益保障法の改正や就業機会平等法の制定を求める提案(婦女權益保障法改正はその後全人代の工作計画に入る)。胡锦涛が国家主席、温家宝が首相に。 4 全国婦連、農村の「五好文明家庭」構築の一環として「美德、農家にあり」活動開始。 6 武漢市で女性教師が一審でセクハラ裁判初の勝利判決(謝罪と慰謝料。10 二審判決は謝罪のみ)。民政部、天津市で「農村女性村委会成員当選比率向上政策創新示範プロジェクト」開始。 8 婚姻登記条例(10 施行 94.2 の条例廃止)：単位の証明や婚前健診の強制廃止。中国婦女第 9 回全国代表大会：「創造新崗位・創造新業績・創造新生活」提唱。顧秀蓮、主席に。『打工妹』*創刊。 9 第 2 回農村女性参政議政シンポ(年 1 回)で基層の農村女性幹部ら、女村官サポートネットワーク結成。 10 全人代常務委員会内務司法委員会主任・何椿霖、内司委は、男女の定年を統一する議案について立法措置をとるように常委に建議はしないと表明。 11 衛生部「人類補助生殖技術規範」：生殖技術を利用した単身女性の出産禁止。・李小江ら、二十世紀(中国)女性口述史叢書の刊行開始
2004	3「四月天少女性侵害心理援助電話相談」開始。北京市東城区東華門街道台基廠社区で保姆 26 名による社区家政服務員工会成立。 6 全国婦連・中国女性研究会「中国政府の『行動綱領』と『成果文書』の執行に対する中国非政府女性組織の評価報告」(北京+10 に向けて)

文献

- (新聞)『人民日報』『中国婦女報』『工人日報』『光明日報』『大公報(北京)』『中国法制報(88～法制日報)』
- (雑誌)『新中国婦女(56～中国婦女)』『複印報刊資料 婦女組織与活動(94～婦女研究)』『婦女研究論叢』『女性研究(97.11～女性月刊)』『打工妹』『紅旗』『労働』『中国青年』『民主与法制』『法律与生活』
- (資料集・大事記・年表[を含む著作]など)中華全国婦女聯合会編『中国婦女運動百年大事記(1901-2000)』中国婦女出版社 2003、同上編『「四大」以来婦女運動文選(1979-1983)』中国婦女出版社 1983、中国婦女管理幹部学院編『中国婦女運動文献資料彙編』(第二冊)中国婦女出版社 1987、『中国共産党執政五十年』中共党史資料出版社 1999、家近亮子編『増補版 中国近現代政治史年表 - 1800～2003 年 - 』晃洋書房 2004、『中華人民共和国婦女和未成年人權益保護法律規範全集』人民法院出版社 1995、『中華人民共和国法律規範性解釋集成』吉林人民出版社 1990、台湾婦女資訊網(<http://taiwan.yam.org.tw/womenweb>)、香港法律資訊網站(<http://www.hk-laws.net>)、『建国以来重要文件選編』(1～20 冊)中央文献出版社 1992～1998、『建国以来毛沢東文稿』(1～13 冊)中央文献出版社 1987～1998、『劉少奇選集』(下巻)人民出版社 1985、『鄧穎超文集』人民出版社 1994、金鳳『鄧穎超伝』(下巻)人民出版社 1993、中華全国総工会編『建国以来中共中央關於工人運動文件選編』(上・下)工人出版社 1989、中国社会科学院・中央档案馆編『1949-1952 中華人民共和国經濟档案資料選篇 労働工資和職工福利卷』中国社会科学出版社 1994、同上編『1953-1957 中華人民共和国經濟档案資料選篇 労働工資和職工保險福利卷』中国物価出版社 1998、申国良主編『工会女職工作手冊』海洋出版社 1989、『当代中国』叢書編集部編『当代中国的衛生事業』(下)中国社会科学出版社 1986、同上『当代中国的労働力管理』中国社会科学出版社 1990、同上『当代中国的審判工作』(上・下)当代中国出版社 1993、若林敬子編『ドキュメント中国の人口管理』亜紀書房 1992、中国社会科学院人口研究中心編『中国人口年鑑(1985)』中国社会科学出版社 1986
- また、一つ一つのお名前をあげることはできないが、中国女性史に関する内外の諸著作・諸研究とインターネットの各ホームページの情報を参照させていただいた。